

平成 2 1 年度

東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書

(平成 2 0 年度分)

平成 2 1 年 8 月

東村山市教育委員会

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 1 はじめに ----- | 1 |
| 2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針について ----- | 2 |
| 3 東村山市教育委員会の概要 ----- | 4 |
| 4 東村山市教育委員会の委員（教育委員）の活動状況 ----- | 5 |
| 5 平成20年度東村山市教育委員会の教育目標 ----- | 6 |
| 6 平成20年度東村山市教育委員会の基本方針 ----- | 7 |
| 7 平成20年度東村山市教育委員会の基本方針に基づく 主要施策の点検及び評価 ----- | 13 |
| 【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】 ----- | 13 |
| 【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】 ----- | 25 |
| 【基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】 ----- | 37 |
| 【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】 ----- | 44 |
| 8 平成20年度主要施策の点検及び評価に関する有識者 からの助言 ----- | 51 |
| 【資料集】 ----- | 55 |
| 1 東村山市教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 ----- | 56 |
| 2 東村山市教育委員会 ----- | 58 |
| 3 東村山市の教育委員 ----- | 58 |
| 4 東村山市教育委員会組織図 ----- | 58 |
| 5 東村山市教育委員会教育部の各課・室・館 の業務内容 ----- | 59 |

はじめに

平成20年度から実施された、東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価は、今年度で2回目となります。

この点検及び評価の目的は、教育委員会活動の透明性をより高め、市民に信頼される教育行政の推進を図ることにあります。今回の報告書により広く市民に公表することで、当市の教育行政に関する説明責任を果たすものでありますが、副次的に教育委員会内においてもこれまで以上に教育目標や基本方針の方向性、的確性に対する再確認がなされることとなりました。

今回の点検・評価にあたっては、中長期的な取り組みを行うことが多い教育活動においては、目標達成に至るプロセスも大切なことであり、かならずしも取り組みのすべてを数量化又は定量化できないもの、また、中長期的な取り組みについて単年度で成果・結果について評価することに困難性があることなども課題として浮かび上がっています。

今後、これらの課題に適切な対応を図り、この報告書の作成を通して、さらにより良い教育行政を推進してまいります。

平成21年8月

東村山市教育委員会

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 策定理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定され、実施が義務づけられたため（平成20年4月1日施行）。

2 趣旨

東村山市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

3 実施方法

- (1) 毎年度策定する「東村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策」を対象とし、点検及び評価を行う。
- (2) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

「点検・評価に関する有識者」の任期は2年とする。

- (5) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東村山市議会へ提出する。また報告書は公表するものとする。

参 考

1 根拠法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。（平成20年4月1日施行）

第27条（一部省略）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 東村山市教育委員会の基本方針

東村山市教育委員会の基本方針（平成20年4月1日改定）

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

東村山市教育委員会の概要

東村山市教育委員会は、東村山市長が東村山市議会の同意を得て任命した5人の委員より組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。委員の任期は4年である。

教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。その組織としては、一部8課からなり教育部、庶務課、学務課、指導室、社会教育課、市民スポーツ課、図書館、公民館、ふるさと歴史館となっている。

教育委員の会議は、毎月1回定例会を開催し必要に応じて臨時会等を行っている。平成20年度は、定例会12回、臨時会2回、を開催し、議案51件、報告事項80件について審議等を行った。また、定例の学校訪問（年間、全校23校）、市立小・中学校の研究発表会や道徳授業等地区公開講座等、各学校や市が主催する文化・スポーツ等の行事への参加、研修会の講師、PTA、市民団体等との懇談等を適宜行っており、委員としての研修にも参加し自己研鑽を行っている。

東村山市教育委員会は、当市の教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するための「基本方針」を毎年度審議し策定をしている。これらに基づき、各所管、各学校が様々な計画を行い活動に取り組んでいる。

東村山市教育委員会の委員（教育委員）の活動状況

| 活 動 内 容 | | 実 施 数 | 日 数 |
|-----------|-------------|-----------------|-------|
| 教 育 委 員 会 | 定 例 会 | 毎月 1 回 1 2 回 | 1 2 日 |
| | 臨 時 会 | 2 回 | 2 日 |
| 学 校 訪 問 | | 2 3 回 | 2 3 日 |
| 研 修 | | 1 4 回 | 1 4 日 |
| 式 典 | | 6 回 | 6 日 |
| 行 事 | 入 学 式 | 1 0 か所 | 2 日 |
| | 卒 業 式 | 1 5 か所 | 3 日 |
| | 運 動 会 | 2 3 か所 | 1 1 日 |
| | 周 年 行 事 | 1 か所 | 1 日 |
| | その他（研究発表会等） | | |

学校数小学校 1 5 校

中学校 8 校（分校を含む）

周年行事実施校 秋津東小学校 （創立 3 0 周年）

平成20年度 東村山市教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報の技術革命、地球環境の問題、少子高齢社会の到来など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

特に、東村山市の教育においては、「緑あふれ、くらし輝く都市」の実現を目指し、東村山市を愛し、互いに助け合い、物心ともに豊かなまちづくりに貢献できる市民の育成を期して、行われなければならない。

東村山市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進する。

東村山市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

互いの生命及び人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって行動する人間社会の一員として、社会に貢献しようとする人間

自ら学び自ら考えて行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

平成20年度東村山市教育委員会の基本方針

東村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、東村山市の特性を生かし、以下の「基本方針」に基づいて、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす東村山市にあっては、
すべての大人や子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

- (1) 子供たちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、「いのちの教育」を、学校教育を含め東村山市全体を通して適切に実施するとともに、学校・家庭・地域の連携のもとに、「こころとからだの健康づくり」を推進する。
- (2) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等も視野に入れながら、人権教育を推進する。

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、ハンセン病療養所入所者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

東村山市における人権教育にかかわる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層推進する。

相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。また、学校における道徳教育等と地域における多様な体験活動との関連を図り、子供たちに豊かな心を育て

る幅広い教育活動を促進する。

(3) いじめや不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における相談体制の充実を図る。また、児童・生徒の実態に基づく指導の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化するなど、児童・生徒の健全育成の充実を図る。

(4) 子供たちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、地域の担い手として、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や青少年対策地区連絡協議会等の地域と連携し、東村山市の特性を生かした「いのちの教育」を推進する。また、健全育成のための環境整備の充実に努める。

社会の一員としての自覚を高め、社会性をはぐくみ、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、「青少年健全育成大会」「輝け！東村山っ子育成塾」等を実施し、自然体験・ボランティア体験等の充実を図る。

2月1日から同月7日の「東村山市いのちとこころの教育週間」に「市民の集い」「子どもフォーラム」等の「いのちの教育」にかかわる取組を東村山市全体で実施する。各種の事業を通して、中学生・高校生の自主的な活動を促し、心豊かで、たくましく生きることのできる子供たちを育成する。

子供たちに善悪の判断や社会生活上のルールをしっかりと身に付けさせる指導を一層充実させる。また、子供を犯罪から守るための安全確保・安全管理の徹底を家庭・地域・関係諸機関とのネットワークの強化を図り推進する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

グローバル化と情報技術革命が進む社会にあっては

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 国際社会の中で活躍し、わが国や東村山市の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法や制度を導入・拡充する。

子供に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園から大学までの各校種間の連携を重視した教育を推進する。

特に、小学校への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育園・小学校が連携した就学前からの教育の在り方を改善する取組を進める。

子供が自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進める。

- (2) 一人一人の児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子供たちと向き合う時間を大切にし、時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学び、基礎・基本を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成する。

習熟の程度に応じた少人数指導やチームティーチングの充実等、個に応じた多様な教育を推進する。

「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、児童・生徒の学力向上を推進する。また、基本的生活習慣の確立が望ましい学習活動を支えていることから、家庭との連携を図り生活習慣の改善を促進する。

- (3) 東村山市子ども読書活動推進計画に基づき、児童・生徒に進んで読書を行う態度と豊かなこころをはぐくむ教育を推進するとともに、環境整備に努める。

- (4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむため、関係諸機関との連携体制を整備し、職場体験等の就業体験を推進し、キャリア教育の充実を図る。

- (5) 東村山市特別支援教育推進計画に基づき、障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培う教育を着実に推進する。

教育相談室・幼児相談室、健全育成学習室、通級指導学級及び特別支援学校等との連携の充実を図る。

特別支援教育の理念に基づき、小学校、中学校に在籍する児童・生徒の学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒への教育及び支援を具体化し一層の充実を図る。

- (6) 個性を発揮し、創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康を保持増進する資質や能力をはぐくむとともに、体力の向上を目指し、学校・

家庭・地域が連携・協力した児童・生徒の健康・体力づくりや食に関する指導を推進する。

- (7) 児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるために、ITの活用を図る。
- (8) 東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進する。
- (9) 日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。

【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】

少子高齢社会の中で「明日を拓く、豊かな心と創造力を育てるまち」を目指す東村山市にあっては、活力ある社会を築いていくよう、個人の生活を充実するとともに、一人一人が社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

- (1) 少子高齢社会における生涯学習を推進するため、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みなどの整備を進め、生涯学習関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援する。
- (2) 公民館・図書館・ふるさと歴史館などの機能を十分に発揮して、社会教育活動の充実を図るとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、家庭や地域の教育力の向上を図る。
- (3) 市民のだれもが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実を図る。
- (4) 東村山市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、国宝の正福寺や下宅部遺跡はっけんのもり公園等、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を進める。
- (5) スポーツ都市宣言を行っている東村山市として、平成25年の東京国体（多摩国体）正式種目の開催に取り組むとともに、社団法人東村山市体育協会のす

める選手育成・強化を支援する。社団法人東村山市体育協会・体力づくり推進委員会等の公民が一体となって、スポーツ振興と体力づくりを推進し、スポーツを生涯の友とする「生涯スポーツ社会」の実現を図る。

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

21世紀の教育改革を推進するためには、
家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。
そのために、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営の支援を目指す。

- (1) 二学期制の充実に伴い、学校経営の更なる改革を推進し、継続的かつ計画的に教育活動の質的な向上を図る。
- (2) 学校評議員制度の積極的な活用を図り、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、その評価を学校経営に反映させ、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (3) 地域との連携を図るための教育ネットワークづくりを推進するとともに、地域における「土曜講座」などの多様な体験活動の充実を図り、地域に根ざした教育を一層推進する。
- (4) 学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、主幹の配置と活用により学校の組織的な課題対応力の向上を図る。
- (5) 教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、新たな研修体系に基づいた研修の質的充実を図る。
- (6) 保護者、地域住民等の学校外の人材を活用するなどして、学校経営のより一層の充実を図る。
- (7) 学校内外における児童・生徒の安全を確保するため、セーフティ教室の実施や学校での地域安全マップの作成等安全教育の充実を図るとともに、防犯体制の整備やスクールガードリーダーを活用したボランティアへの巡回の働きかけ等、警察、学校、保護者、地域が一体となった取組を推進する。

- (8) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。
- (9) 学校における個人情報の管理を徹底し、外部への流失等を防止する。

平成20年度東村山市教育委員会の基本方針に基づく 主要施策の点検及び評価

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす東村山市にあっては、
すべての大人や子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思
いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精
神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育を充実すると
ともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自
立した個人を育てる教育を推進する。

- (1) 子供たちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに
成長できるよう、「いのちの教育」を、学校教育を含め東村山市全体を通して
適切に実施するとともに、学校・家庭・地域の連携のもとに、「こころとから
だの健康づくり」を推進する。

担当課：指導室・社会教育課

施策の取組状況

1. 「道徳授業地区公開講座の実施」

- ・各学校において、保護者、市民の参加を得て、道徳の時間の授業公開及び意
見交換会、講演会等を実施し、学校、家庭、地域社会との連携による道徳教
育を推進した。
- ・市立小・中学校全校（小学校15校、中学校8校 計23校）で実施した。

2. 「体力づくり検討委員会の開催」

- ・委員長（小学校校長）、委員（小学校教諭各校1名）で構成された体力づく
り検討委員会を年間7回実施した。
- ・スポーツテストの実施及び東村山市児童の体力向上の在り方の検討、健康教
育等にかかわる指導内容や指導計画等について検討した。
- ・成果を冊子にまとめ、全小学校に配布、活用を図った。

3. 道徳授業改善委員会

- ・委員長（中学校長 1 名）、副委員長（小学校副校長 1 名）、委員（道徳主任各校 1 名）で構成された委員会を年間 5 回実施した。
 - ・各校の道徳教育の推進を図るため、研究授業の実施、資料収集、情報交換、研究協議等を行った。
 - ・東村山市の特色を踏まえた道徳の時間の資料開発を行った。
4. 「人権教育推進委員会の開催」
- ・委員長等（小学校長 1 名、中学校副校長 1 名）、委員（人権教育担当教員各校 1 名）で構成された人権教育推進委員会を年間 5 回実施した。
 - ・本市における地域や実態に応じた人権教育の課題を解明し、教育内容・方法の充実を図るために研究主題を設定し、先進的な実践について学び、授業研究を実施した。
 - ・道徳授業改善委員会と連携を図り、東村山市にかかわる資料開発を行い、その成果として「東村山市道徳教育資料集」にまとめ、市内各小・中学校に配布し、道徳の時間での活用を図ると共に、保護者・地域に対して実施している「道徳授業地区公開講座」等での活用を促した。
 - ・東京都人権尊重教育推進校、東村山市人権尊重教育推進校である東村山第一中学校の研究発表を実施し、人権教育担当教員の資質の向上を図った。
5. 東京都人権尊重教育推進校事業への支援
- ・東村山第一中学校が受けた東京都人権尊重教育推進校事業への支援を行った。
6. 「いのちとこころの教育週間」をはじめ、各事業において「いのちの教育」をテーマにプログラムを組み実施した。

| |
|-----------|
| 今後の取組の方向性 |
|-----------|

- 1.
- ・今後は道徳授業の更なる充実を図るとともに、授業後の意見交換会・講演会等の内容を工夫し、活性化する。
 - ・学校教職員や保護者・地域住民等の「道徳教育」や「道徳の時間」についての理解をより一層深めるために、指導主事が道徳授業地区公開講座の講師として指導・助言する。
2. 検討の結果や成果をもとに、子供の日常的な体力向上に向けた取組を充実させる。

3. 開発資料等をさらに活用し、道徳の時間の充実を図る。
4. 協議を重ねた授業の内容を広め、人権教育の推進をさらに図る。
5. 推進校としての取組をまとめた研究紀要等を活用し、各校の人権教育の推進をさらに図る。
6. 「輝け！東村山っ子育て塾」等の各種事業において、学校教育とはアプローチの仕方に变化を持たせた事業展開を行っていく。

(2) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等も視野に入れながら、人権教育を推進する。

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、ハンセン病療養所入所者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

担当課：指導室・社会教育課・図書館
・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 「人権教育推進委員会の開催」【再掲 1 - (1)】
 - ・委員長等（小学校長1名、中学校副校長1名）、委員（人権教育担当教員各校1名）で構成された人権教育推進委員会を年間5回実施した。
本市における地域や実態に応じた人権教育の課題を解明し、教育内容・方法の充実を図るために研究主題を設定し、先進的な実践について学び、授業研究を実施した。
 - ・道徳授業改善委員会と連携を図り、東村山市にかかわる資料開発を行い、その成果として「東村山市道徳教育資料集」にまとめ、市内各小・中学校に配布し、道徳の時間での活用を図ると共に、保護者・地域に対して実施している「道徳授業地区公開講座」等での活用を促した。
 - ・東京都人権尊重教育推進校、東村山市人権尊重教育推進校である東村山第一中学校の研究発表を実施し、人権教育担当教員の資質の向上を図った。
2. 平成20年度実施の「輝け！東村山っ子育て塾」にて、国立ハンセン病資料館見

学と入所者の講話を聞き、差別意識の解決を図る事業を展開した。ハンセン病への理解を深めるとともに、差別意識について考えるきっかけをつくった。

3. 人権尊重施策 重点事業：資料提供の充実

- ・「ハンセン病を知る本」コーナー本の収集をした。
- ・「全生園とハンセン病を知る」増補改訂版や「みとめあうってすてきだね」のブックリスト発行及び人権各事業での資料配布と図書展示をした。
- ・教育週間期間内で実施される「市民の集い」事業での人権啓発図書の展示をした。
- ・人権教育に関わる授業（東村山市立東村山第2中学校ほか）への図書館ボランティア団体の派遣協力をした。
- ・視覚障害者への録音資料貸出（貸出数1,453タイトル）、広報カセット貸出（貸出数924回）をした。
- ・視覚障害者への対面朗読（247回）をした。
- ・施設への貸出（267冊：3箇所）をした。

4. 第22回 平和映画会

- ・映画「夕凧の街・桜の国」を昼・夜の2回上映をした。
- ・戦後60年が過ぎ、いまだに被爆問題で苦しむ人達を通して、命の大切さを考えた。（参加者272人）

5. 裁判員制度

- ・平成21年5月から始まる裁判員制度について昨年に引続き変更点など学習した。
- ・東京地裁にて裁判の傍聴と裁判員裁判を実施する法廷見学と疑問や問題点についての講座を実施した。（参加者31人）

6. 新緑の全生園をたずねて

- ・全生園の歴史と緑豊かな施設の移り変わりを入所者の語り部から学んだ。（参加者23人）

7. 特別展「全生園の100年と東村山」のための展示準備

- ・21年度に予定している特別展「全生園の100年と東村山の展示準備」として、ハンセン病資料館や入所自治会の所蔵品について調査を実施。

今後の取組の方向性

1. 人権教育や道徳教育にかかわる授業研究をさらに充実させるとともに、人権教育

や道徳教育を各学校で具体的・計画的に推進するための方法等の研究を進める。

【再掲 1 - (1)】

2. ハンセン病以外の社会的偏見を学ぶ事業を各種講習会で展開していく。
3. ハンセン病や全生園の歴史認識を通して、人権尊重が育める情報の更なる提供を図る。
4. 今後も市民に向けて平和について考えてもらう機会の提供を継続する。
5. 裁判員制度の施行に向けて市民への情報提供や講座を来年度も実施をする。
6. 今後も市民に向けて人権について考えてもらう機会の提供を継続する。
7. 21年度に特別展「全生園の100年と東村山」を実施することにより、多くの市民に正しい人権を学習する機会を創出する。

東村山市における人権教育にかかわる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 道徳授業改善委員会【再掲 1 - (1)】

- ・委員長（中学校長1名）、副委員長（小学校副校長1名）、委員（道徳主任各校1名）で構成された委員会を年間5回実施した。
- ・各校の道徳教育の推進を図るため、研究授業の実施、資料収集、情報交換、研究協議等を行った。
- ・東村山市の特色を踏まえた道徳の時間の資料開発を行った。

今後の取組の方向性

1. 今後、さらに様々な人権課題や道徳的価値を取り上げ、授業内容の充実を図るとともに、東村山市にかかわる資料開発を進め、学校における人権教育や道徳教育を充実させる。【再掲 1 - (1)】

相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。また、学校における道徳教育等と地域における多様な体験活動との関連を図り、子供たちに豊かな心を育てる幅広い教育活動を促進する。

施策の取組状況

1. 「インディペンデンス市との交流」

- ・インディペンデンス市との交流をとおして、友好の絆を深め国際意識の高揚を図った。

2. 「ALTの派遣」

- ・中学校には1クラス年間約23時間配置し、外国語の授業で活用され、ネイティブとの英会話などの体験をとおした学習が深まった。小学校には1校年間約40時間配置し、主に総合的な学習の時間等で活用し、体験活動を交え、国際理解教育の推進等を図った。

3. 「『市民のつどい』等における中学生ボランティアの活用」

- ・「市民のつどい」等、中学生がボランティアとして活躍できる場面を設定し、中学生が自己肯定感や達成感を味わい、奉仕の心の大切さを実感できるようにした。
- ・中学生がボランティアとして活躍する姿を市民に見てもらい、相互に信頼される社会の実現を目指した。

4. 「輝け！東村山っ子育て塾」で社会体験や自然体験を異年齢集団の中で展開してきた。また、「なぎさ体験塾」では、柏崎市との交流を「海」をテーマに展開した。

5. こども映画会

夏休みに「西遊記」、「アルプスの少女ハイジ」、「魔女の宅急便」を子ども向け映画会として昨年に引続き公民館全館で実施した。（参加者142人）

6. 夏休み親子講座

親子体験型の講座を夏休みに全館で実施した。中央「鉄道博物館の見学」、萩山「人気な給食メニューを作ろう」、秋津「厚焼きたまごと手巻き鮓」、富士見「動物パン作り」、廻田「カラフルビーズでプレスレット作り」（参加者98人）

7. 小学生向け講座

今年度のオモシロ科学遊び講座は「さとうのひみつカルメ焼き」をテーマに開設した。（参加者21人）

今後の取組の方向性

1. 回田小学校を中心とした交流を進めるとともに、さらに交流校を拡大することで

国際交流の輪を広げていく。

2. 業者選定の方法にプロポーザル方式を導入する等、ALTの質の確保を図る。
3. 今後も、中学生が活躍できる場を設定し、相互に信頼される社会の実現を目指す。
4. 「輝け！東村山っ子育成塾」は、異年齢集団活動として定着してきており、今後も趣向を凝らした事業を展開し、参加者に常に新鮮で魅力的な企画を提供していく。「なぎさ体験塾」は、交流事業として大変有意義であるため、平成21年度が最終年度ではあるが、関係機関へ働きかけを行い、継続していけるよう努める。
5. 次世代育成事業として夏休み中の映画会を提供する。
6. 家族で語り合える講座及び事業をこれからも提供する。
7. 今後も児童・生徒に向けての事業を提供する。

(3) いじめや不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における相談体制の充実を図る。また、児童・生徒の実態に基づく指導の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化するなど、児童・生徒の健全育成の充実を図る。

担当課：指導室

| |
|---------|
| 施策の取組状況 |
|---------|

1. 「学校適応状況調査の実施」
 - ・欠席が30日以上及びそれに近づいている児童・生徒を毎月各学校より報告させ、指導室で取りまとめたものを分析し、各月の校長会、副校長会、健全育成学習室との連絡会、学校不適応対策連絡会等で示し、情報を共有するとともに各学校等での指導に活かした。
2. 「健全育成学習室（希望学級）の充実」
 - ・健全育成事業の一環として、通常の学校生活に適應できず、不登校傾向にある市立小・中学校の児童・生徒に対して、集団生活への適應や学校生活への復歸を支援した。
 - ・平成20年度は小学生2名、中学生26名、計28名が通級し、適應指導、教育相談、学習指導、進路指導、体験活動等を行った。学校復歸は1名であった。
 - ・統括指導主事が定期的に訪問を行い、指導・助言を行った。

3. 「学校不適応対策連絡会の開催」

- ・中学校区ごとの小・中学校担当者による情報交換により、未然防止に向けた取組と不登校児童・生徒への具体的な対応を協議することができた。
- ・学校・指導室の他、教育相談室・健全育成学習室（希望学級）担当者が各中学校別の協議に参加し、実態を把握した。
- ・年間3回実施した。（内1回は生活指導主任会と共同開催）

今後の取組の方向性

1. 分析の結果をより学校で活用させるとともに、各校で作成した個票の活用について、その充実を図る。
2.
 - ・健全育成学習室（希望学級）における指導の充実を図るとともに、通級する児童・生徒の在籍校との連携をさらに深め、在籍校復帰へ向けた指導を充実させる。
 - ・重点的に学校復帰に向けた取組を行う。チャレンジ期間を年間2回設ける等、学校復帰へのきっかけを増やす。
3. 今後は年間3回実施し、不登校児童・生徒の学校復帰を図るための情報の共有と具体的な取組についての連携を一層充実させる。

（4）子供たちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、地域の担い手として、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や青少年対策地区連絡協議会等の地域と連携し、東村山市の特性を生かした「いのちの教育」を推進する。また、健全育成のための環境整備の充実に努める。

社会の一員としての自覚を高め、社会性をはぐくみ、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、「青少年健全育成大会」「輝け！東村山っ子育成塾」等を実施し、自然体験・ボランティア体験等の充実を図る。

担当課：社会教育課

施策の取組状況

1. 青少年健全育成大会では、中学生の主張（作文・絵画イラスト）大会を実施した。社会との関わりや自分の役割を考える機会とした。（来場者240人）また、「家庭の日」の取組みを青少対等の協力を得て、社会の一員としての自覚を持たせることを地域と家庭で取り組むよう推進した。

2. 「輝け！東村山っ子育成塾」では、異年齢集団活動を通して、規範意識やチームワークの大切さを学ぶことと合わせ、自主性と協調性を養うように努めた。（参加者延べ352人）
3. 「なぎさ体験塾」を柏崎市との交流事業として実施した。「海」をテーマに体験活動を行い、交流事業を展開することができた。

今後の取組の方向性

1. 作文は1200編以上の応募があるが、絵画・イラストについては、学校によって出品にばらつきがある。美術教諭の理解・協力を得ながら、出品数を増やしていく。
2. 今後も、異年齢による集団活動を推進し、「いのちの大切さを学びともに生きる」プログラムを展開していく。また、多くの体験活動を取り入れ、参加者に常に真新しい新鮮な事業を展開していく。
3. 「なぎさ体験塾」は東京都市長会の助成事業であるが、交流事業の必要性は特に重要であるので、来年度以降も継続できるよう、関係機関へ働きかけを行っていく。

2月1日から同月7日の「東村山市いのちとこころの教育週間」に「市民の集い」「子どもフォーラム」等の「いのちの教育」にかかわる取組を東村山市全体で実施する。各種の事業を通して、中学生・高校生の自主的な活動を促し、心豊かで、たくましく生きることのできる子供たちを育成する。

担当課：指導室・社会教育課

施策の取組状況

1. 「児童・生徒による音楽祭の開催」
 - ・ 小学校2校、中学校3校、高等学校2校の計7校が参加し、和楽器・合唱・吹奏楽の演奏、ダンスを発表した。
 - ・ 参加校の代表者による運営委員会を組織し、立案・運営・実施にあたった。
 - ・ 東村山市いのちの詩・こころの詩「いつもみんないっしょ」を手話を交えて全員合唱した。
 - ・ 出演者、学校関係者、一般参観者あわせて約800人の参加があった。
2. 「生徒会サミットの開催」
 - ・ 「私たちの『心豊かなまちづくり』」をテーマについて、東村山市の次代を

担う中学生が自校の取組を中心に意見交換した。

- ・基調講演として東村山市役所政策室長が講演した。
- ・各中学校の生徒会役員、教員、市関係者等の参加で、12月26日に実施した。

3. 「『市民のつどい』における中学生の発表等」

- ・第二部において、「私たちの『心豊かなまちづくり』」をテーマについて、東村山市の次代を担う中学生が自校の取組を中心に活動発表をした。
- ・会場誘導等のボランティアを中学生が行い、自己肯定感や達成感を味わう機会となった。
- ・ボランティアで活躍する中学生の姿を市民が見ることで、相互の信頼関係が醸成された。
- ・東村山市「いのちとこころの詩」を参加中学生全員で合唱し、命を大切にする心を表現した。

4. 2月1日に実施した「市民の集い」では、堀田力氏による「人間力の育て方」についての講演会を行い、いのちの大切さを多角的にお話しいただいた。（来場者492人）

5. この期間中、社会教育関係全施設が統一して「いのちとこころの教育」をテーマにした事業を実施。社会教育課を中心にして、市報や統一チラシを作成し周知を図った。

今後の取組の方向性

1. 参加団体の拡大にともなう全日の実施の検討とそれにかかわる対応を行う。
また、運営面への児童・生徒の参加も視野に入れる。
2. 様々な分野の大人のまちづくりに寄せる思いを聞き、中学生のまちづくりへの参画意識の向上を図る。
3. 発表方法等の充実を図るとともに、ボランティア活動や全員合唱の更なる充実を図る。
4. 「市民の集い」に参加する市民も固定化傾向が見受けられるので、広報を活発に行い多くの市民に参加してもらえよう工夫をする。
5. 教育委員会での取り組みを多くの市民に知っていただけるように、内容や開催を周知する方法を工夫する。

子供たちに善悪の判断や社会生活上のルールをしっかりと身に付けさせる指導を一層充実させる。また、子供を犯罪から守るための安全確保・安全管理の徹底を家庭・地域・関係諸機関とのネットワークの強化を図り推進する。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. 交通防犯指導員の配置（小学校15校に15名配置）
 - ・交通車両や防犯上の安全確保の観点から、児童の登下校の際に学校から要望のあった箇所に配置した。
 - ・（社）シルバー人材センターに業務委託
2. 「セーフティ教室の実施」
 - ・児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者、都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会との連携による非行・犯罪被害防止教育を推進した。
 - ・各学校において、年間行事予定に位置付け、児童・生徒を対象とする「学習活動」と保護者、地域住民、関係機関担当者等による「意見交換会等」の2部構成で実施した。
3. 「三者協議会（児童委員・児童相談所・学校等の関係機関による地区連絡協議会）の開催」
 - ・7月8日に、東村山市民センター別館において、実施した。
 - ・児童委員、児童相談所、学校等の関係者が全体テーマ「民生・児童委員、児童相談所、子供家庭支援センター、学校との望ましい連携のあり方について」のもと、中学校区ごとに分科会テーマを設定し、意見交換を行った。
4. 「生活指導主任会の開催」
 - ・生活指導主任の役割の理解を深めるとともに、小・中学校における生活指導上の諸問題について情報交換や協議をとおして問題解決の方策を検討した。
 - ・各学校における教育相談活動を推進するため、その方法等を協議するとともに、情報交換を行い、教育相談室との連携と協力を深めた。
 - ・顧問として中学校長1名、小・中学校副校長各1名を置き、生活指導担当主幹教諭等各校1名の参加により、年間11回実施した。
5. 「スクールガード養成講習会の開催」
 - ・スクールガードリーダーから「日頃の取組について」、小・中学校から「学

校が地域とともに取り組んでいる安全に関わる取組」、東村山警察署から「地域の方々をお願いしたい取組のポイント等について」等の話や協議を通して、スクールガードの活動についての理解を深めた。

- ・ 10月22日に実施し、各学校や保護司会、東村山警察署等関係者ら多数の出席があった。

6. 「サポート会議の開催」

- ・ 学校だけでは解決困難な事案が発生した場合に、指導室が学校、児童相談所、警察署、子供家庭センター等の関係者を召集し、情報を共有するとともに、様々な角度から問題の解決を図った。

今後の取組の方向性

1.

- ・ 学校のなかでは、現状以外にも児童の登下校において危険箇所があり、交通防犯員の要望もあるが、その点では対応しきれていない部分もあり、今後の課題とし検討する。
- ・ 指導室から提供された不審者情報に関わる情報を、交通防犯指導員へリアルタイムで送れる方法を検討してゆく。

2. セーフティ教室の内容の充実を図るとともに、保護者、地域住民、関係諸機関関係者等と連携し、児童・生徒を地域ぐるみで見守る意識の向上へ発展させる。

3. 今後も定期的に開催し、児童委員・児童相談所・学校等の関係機関の連携を深め、情報連携から行動連携へ取組の充実を図る。

4. 今後も生活指導上の諸問題についての情報交換や協議をとおして、情報の共有を進め、さらに連携を深めて問題の解決を図る。

5. 関係諸機関へも視点に沿った情報提供を依頼し、さらに内容の充実を図る。

6. 事案が発生した場合は迅速に対応する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

グローバル化と情報技術革命が進む社会にあっては
国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、
判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。
そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす
教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 国際社会の中で活躍し、わが国や東村山市の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法や制度を導入・拡充する。

子供に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園から大学までの各校種間の連携を重視した教育を推進する。

特に、小学校への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育園・小学校が連携した就学前からの教育の在り方を改善する取組を進める。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. 特別支援教育関係では、小学校生活へのスムーズな移行を支援していくために、就学支援シートのモデル事業の拡大を図り、3園で実施した。
2. 「小中連携教育懇談会の開催」
 - ・中学校区ごとに小・中学校の教員が集まり、教育実践の交流等を行った。
 - ・運営組織を校長、副校長、教務主任、生活指導主任で構成し、企画・運営した。

今後の取組の方向性

1. 22年度の就学支援シート事業本格実施に向けて、順次拡大実施をし小学校での活用を充実させる。
2. 学習内容の系統性の確認や、生活のきまり等、具体的な視点についての連携を図る。

子供が自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進める。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「教務主任会の開催」

- ・学校における教務主任の役割の理解を深めるとともに教育課程編成上の諸問題について研究協議し、教務主任としての資質の向上を図った。
- ・顧問として小学校長1名、小・中学校副校長各1名を置き、教務担当主幹教諭等各校1名の参加により、年間11回実施した。

2. 「新任教務主任研修の実施」

- ・新任教務主任を対象に夏季宿泊研修を実施し、教育課程への理解を深めるとともに、学校の特色を生かした教育課程の編成に資する能力を養った。

3. 「研究奨励校の指定」

- ・各教科・領域に関する研究の推進を図り、教育活動の向上を図った。
- ・平成19・20年度奨励校（萩山小、東萩山小、久米川東小）及び都人権尊重教育推進校（東村山第一中）の研究発表会を実施した。
- ・平成20・21年度奨励校（秋津小、富士見小）を指定し、校内研究について助言を行うなどの支援をした。

今後の取組の方向性

1. 学習指導要領の改訂を受け、新教育課程への移行措置期間中の教育課程の適切な実施について具体的に取り組む。新しい学校評価の実施を通して各校の教育活動の充実を図る。
2. 今後も集中的に開催をし、演習等を実施しながら学校での実際の場面に生かすことのできる内容を充実させる。
3. 校内研究への支援と発表等にかかわる助言を今後もさらに進める。

(2)一人一人の児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子供たちと向き合う時間を大切に、時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学び、基礎・基本を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成する。

習熟の程度に応じた少人数指導やチームティーチングの充実等、個に応じた多様な教育を推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「東村山市教育委員会定例訪問の実施」

- ・全小・中学校（計23校）において実施した。

- ・各教員の授業や研究授業の参観をとおして、それぞれの学校の実態及び教育上の課題を把握した。
 - ・毎回、指導主事による指導・助言を行い、教員の授業力の向上を図った。
2. 「東村山市教育学生ボランティアの派遣」
- ・各学校に教育学生ボランティアを派遣し、教育活動全般にわたり学級担任や教科指導者の支援にあたらせた。
 - ・今年度は、54人のボランティアの登録があり、15校（小学校11校、中学校4校）に派遣（総時数2195時間）した。
3. 「東村山市教育研究会補助金の交付」
- ・東村山市教育研究会へ補助金をあて、各部会（全31部会）で活用を図ることをとおして、各教科・領域等の研究を支援した。
- 今年度は576,000円を補助金としてあてた。

今後の取組の方向性

1. 教育委員1名、教育長、教育部長、教育部次長、指導室長、統括指導主事、指導主事の他、学務課長、庶務課長、図書館長等の参加も得て、学校の現状把握に努め、学校に寄り添った支援を実現する。研究授業の実施と指導主事の指導・助言を通して教員の授業力の向上を図る。
2. 学校との情報の共有を進め、各校の要請に応えられるような体制を整える。
3. 東村山市教育研究会の各部会での研究内容の充実のため、補助金をあてるとともに研究内容について助言するなどの支援をする。

「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、児童・生徒の学力向上を推進する。また、基本的な生活習慣の確立が望ましい学習活動を支えていることから、家庭との連携を図り生活習慣の改善を促進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「授業改善推進プランの充実」
 - ・「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について、市の傾向を伝え、各学校の授業改善推進プラン作成を支援した。

- ・「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を踏まえて作成された授業改善推進プランを基にした学力向上の方針についてヒアリングし、各校の学力向上策について把握し指導した。

今後の取組の方向性

1. 今後も諸学力調査の結果を市の傾向として伝えるとともに、各学校が個々の児童・生徒の学力向上について適切に対応できるよう支援する。

(3) 東村山市子ども読書活動推進計画に基づき、児童・生徒に進んで読書を行う態度と豊かなこころをはぐくむ教育を推進するとともに、環境整備に努める。

担当課：学務課・指導室・図書館

施策の取組状況

1. 学校図書館蔵書の統一装備の実施及びバーコード貼付を継続実施した。
2. 単価入札の実施により、予算を有効活用し蔵書数の増加に努めた。
3. 市内を会場とする展示会の実施により、多くの関係者に図書を選書に関わってもらい、蔵書内容の充実に努めた。
4. 蔵書数の把握をすることにより、蔵書管理の体制の充実に努めた。
5. 「学校図書館の手引き」の作成により、関係各所が連携を持ち学校図書館の円滑な運営に努めた。
6. 「司書教諭連絡会の開催」
 - ・学校図書館の運営にかかわる情報交換、協議をすすめ、学校図書館担当教員としての資質の向上を図った。
 - ・会長（小学校長）、司書教諭等（各校1名）で構成し、年間3回実施した。
 - ・司書教諭連絡会に出席する教員に発令通知書を発行し、学校図書館担当教員としての自覚の向上を図った。
7. 学校図書館支援 重点事業：子ども読書活動推進計画の推進
 - ・学校図書室の整理・資料整理・活用助言をした。
 - ・司書教諭連絡会アドバイス（年3回開催）をした。
 - ・学校図書館選書・購入相談（小学校7校、中学校2校）をした。
 - ・学校図書館整備相談（小学校7校、中学校3校）をした。
 - ・講師派遣（小中各1校、司書教諭連絡会3回、市教研図書館部2回）をした。

- ・クラスへの図書資料貸出をした。(調べ学習 5,894 冊、学級文庫・読み聞かせセット 7,090 冊)
 - ・学生ボランティアの受け入れ(作業人数 59 人)をした。
 - ・学級訪問(4年生 15 校 40 クラス、その他 5 校 12 クラス)をした。
 - ・図書館見学(小学校 14 校の 3 年生の 36 クラス、その他の学年の見学：小学校 5 校 延べ人数子ども 216 人、先生・保護者 30 人)をした。
 - ・職場体験受け入れ(受け入れ人数 59 人 中学校 6 校)をした。
8. 各施設の図書室・図書コーナー等への支援 重点事業：子ども読書活動推進計画の推進
- ・おひさま広場等への図書資料貸出をした。
 - ・児童館等での図書コーナー整理・資料整理・活用助言をした。
 - ・図書購入アドバイスをした。
 - ・出張読み聞かせを 3 回(みすみ子育て広場、第四保育園)した。
9. 読書活動団体への支援 重点事業：子ども読書活動推進計画の推進
- ・東村山市子ども読書連絡会(2 回開催、62 人)を開催した。
 - ・乳幼児への読み聞かせボランティア派遣(20 箇所、その他 1 箇所)をした。
 - ・読み聞かせボランティア交流会(7 回、63 名)をした。
 - ・地域児童図書館補助金助成(309,000 円)をした。
10. その他のサービス支援 重点事業：子ども読書活動推進計画の推進
- ・小学生へのお話会の実施(163 回開催、1,142 人)をした。
 - ・子ども読書関連庁内連絡会への情報提供をした。
 - ・時期を捉えた展示本コーナーの設置をした。
 - ・夏休み親子図書館体験(5 館各 1 回 延べ 40 組 94 人)を実施した。
 - ・親子豆本作り教室(大人 8 人、子ども 13 人)を実施した。
 - ・大人のためのおはなし会(53 人)を実施した。
 - ・読み聞かせ入門講座の実施(萩山・秋津各 1 回、延べ 13 人)をした。
 - ・小・中学生向け夏休みブックリストの発行をした。
 - ・保護者向け、小中学校教師向け、子ども関連施設向けの利用案内発行をした。
 - ・3 年生向け「としょかん見学ガイド」の発行、「読み聞かせのポイント」、「学校図書館の手引き」、「原爆に関する図書目録」の発行(資料別で 10,500 部から 100 部以内の印刷部数)をした。

今後の取組の方向性

1. 利用しやすい書架の充実を図る。
2. 今後、さらに予算の有効活用を検討し、購入方法の検討などを行い、蔵書数及び蔵書内容の充実を図る。
3. 購入方法の検討を図る。
4. 正確な蔵書数の把握をし、適正な蔵書数の確保を図る。
5. 学校図書館への関わり方の整備・充実を図る。
6. 今後も、東村山市立図書館との連携を図り、適切な学校図書館の運営についての情報交換・協議を進め、学校図書館担当教員としての資質の向上を図る。
7. 学校図書館活性化にむけた更なる支援を図る。
8. 地域で本と出合える環境の更なる拡大を図る。
9. 地域の読書活動を支える市民力の支援・育成を図る。
10. 専門的職員力のスキルアップを図る。

(4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむため、関係諸機関との連携体制を整備し、職場体験等の就業体験を推進し、キャリア教育の充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「中学校職場体験学習の実施」
 - ・ 東村山市商工会や青年会議所及び市役所内各部署等の協力を得て、職場体験の受入事業所の確保のシステムを構築した。
 - ・ 全中学校で進路学習の指導計画に基づき、2～3日間実施した。
2. 「進路指導主任会の開催」
 - ・ 進路指導にかかわる情報交換および協議を行うとともに、成績一覧表作成上の配慮事項等の検討を行った。
 - ・ 顧問として中学校長1名を置き、進路指導担当主幹等中学校各1名の参加により、年間5回実施した。
 - ・ 職場体験学習についての情報交換を行い、各校の円滑な実施を図った。

今後の取組の方向性

1. 各中学校が受入事業所と一層の連携を図り、職場体験によるキャリア教育の充実

を推進する。職場体験学習の実施を通して訪問マナー等の指導の徹底を図る。

2. 職場体験をはじめとするキャリア教育の具体的取組についての情報交換・協議等を充実させるとともに、学校間の連絡を密にすることにより市内の中学校が各校の特色を生かしながらも共通理解をもって進路指導ができるように検討を行う。

(5) 東村山市特別支援教育推進計画に基づき、障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培う教育を着実に推進する。

教育相談室・幼児相談室、健全育成学習室、通級指導学級及び特別支援学校等との連携の充実を図る。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. 教育相談室には、通級学級への入級を希望する児童・生徒の相談、心理検査を依頼している。また、幼稚園教諭対象の研修会にて理解啓発のため連携をした。
2. 幼児相談室には、就学相談において連携を依頼している。また、その後のフォロー体制についても連携を強化した。
3. 特別支援学校との連携については、センター校のコーディネーターへの講師依頼を含め、特別支援教育に関する指導・助言をもらった。
4. 「指導室・教育相談室・健全育成学習室（希望学級）指導員等との連絡会の開催」
 - ・指導室長、担当指導主事、教育相談係長、教育相談員、健全育成学習室（希望学級）指導員により、年間11回実施した。
 - ・通級児童・生徒の状況や指導室・相談室からの情報等を共有することにより、支援体制の整備が進むなど連携の充実を図った。

今後の取組の方向性

1. 各種研修会への講師依頼、また専門家チームへの参加など依頼していく。
2. 就学相談時に限らず、連携の強化。また、保護者への啓発活動についても協同した実施していく。
3. 特別支援教育に関する研修会などに講師依頼をする。また、専門家チームへの参加など依頼していく。
4. 統括指導主事による定期的な訪問を継続し、課題と成果を明確にし、迅速な対応

を図る。

特別支援教育の理念に基づき、小学校、中学校に在籍する児童・生徒の学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒への教育及び支援を具体化し一層の充実を図る。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. 特別支援教育運営委員会でコーディネーター研修の実施、顧問講師制度の活用、個別指導計画の活用方法等を進め、支援の方策を研究した。
2. 「教育相談室の充実」
 - ・指導室長が教育相談室長を兼任し、係長、指導主事、主任、専任教育相談員5名で学校や保護者からの相談に応じた。
3. 「巡回相談員の配置」
 - ・スクールカウンセラーの配置により学校の教育相談機能の充実を図った。
 - ・小学校15校を13名の巡回相談員が巡回し、児童、保護者、教員からの相談に個別に応じた。
 - ・中学校各校に1名のスクールカウンセラーを配置し、児童、保護者、教員からの相談に個別に応じた。
4. 「教員サポーター派遣事業の実施」
 - ・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する通常の学級に人材を派遣し、個々の教育ニーズに応じた指導方法等の充実を図った。
 - ・教員サポーターには作文及び面接によって選考された教員免許取得者を充て、学校の要請を個々に審査した上で、平成20年度は7名を14校（小学校11校、中学校3校）に配置した。

今後の取組の方向性

1. 特別支援教育運営委員会で特別支援教育の振興並びに充実を図る。また、顧問講師制度の活用を図る。
2. 相談を重ね、個々の相談員の資質向上を図る。
3. 都と連携しながら、小学校へのスクールカウンセラーの配置を進める。さらに、研修等をとおして個々のスクールカウンセラーの資質向上を図る。
4. 教員サポーターを確実に配置できるよう人材の確保に努めるとともに、配置を拡

大し、学校での活用の一層の充実を図る。

(6) 個性を発揮し、創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康を保持増進する資質や能力をはぐくむとともに、体力の向上を目指し、学校・家庭・地域が連携・協力した児童・生徒の健康・体力づくりや食に関する指導を推進する。

担当課：学務課・指導室・市民スポーツ課

施策の取組状況

1. 小児期生活習慣病の予防及び、食生活改善の意識啓発のため、学務課・市民スポーツ課共催事業として、「親子スリムアップ教室」の実施
 - ・全6回のカリキュラム(7/26・8/2・9/20・10/18、26・11/15)及び、経過観察のため事業終了後、期間を開けフォロー教室(3/1)を開催した。
 - ・参加者については、小児期生活習慣病予防検診を受診し、Bランク(肥満度30%)判定を受けた児童・保護者が対象であるが、それ以外の興味のある方も参加が出来るよう、各校にて教室開催チラシの配布及び、市報掲載を行い、広く周知した。
 - ・共催事業のため、関係所管の職員(学務課：栄養士、市民スポーツ課：栄養士・スポーツトレーナー・体育協会・スポーツ科学委員会等)が連携し役割分担のなか、栄養指導・運動指導を児童・保護者へ適切に指導した。
2. 平成20年度において小・中学校全22校にAEDを設置した。
3. 「体力づくり検討委員会の開催」【再掲1-(1)】
 - ・委員長(小学校校長)、委員(小学校教諭各校1名)で構成された体力づくり検討委員会を年間7回実施した。
 - ・スポーツテストの実施及び東村山市児童の体力向上の在り方の検討、健康教育等にかかわる指導内容や指導計画等について検討した。
 - ・成果を冊子にまとめ、全小学校に配布、活用を図った。
4. 親子スリムアップ教室
 - ・学務課との共催事業として小学校4年生から中学校1年生を対象に実施した。
 - ・健康、体力の維持・増進と食とのかかわりについてわかりやすく丁寧な指導を行った。

今後の取組の方向性

1. 本事業の実施期間だけでは、数値として目立った効果は表れないが、当市は児童・生徒の肥満傾向の割合も高く、事業実施の意義は高いと思うが、そのためにも参加者を増やす事が重要となる。学校と連携した普及啓発を促進し、成長期の児童・保護者へ正しい食生活及び運動を身に付けるよう、今後も学校・関係機関と協力し長期的に意識づけを行い、小児期生活習慣病の予防及び、食生活の改善を図る。
2. A E Dの保守管理及び各小・中学校への取扱いの確認について配慮する。
3. 検討の結果や成果をもとに、子供の日常的な体力向上に向けた取組を充実させる。【再掲1 - (1)】
4. 参加者の数が少ないが、潜在的な対象者は多くいると思われる。学務課及び学校との連携の中で事業の効果等のPRを図り、児童・生徒の健康、体力づくり、食に対する意識改善をすすめる。

(7) 児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるために、ITの活用を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 夏季休業期間中のパソコン研修の実施
 - ・市内教員を対象とした「ワード、エクセルの基礎基本」を内容とした研修会を実施した。(のべ256名の参加があった)

今後の取組の方向性

1. 教員のニーズを捉え、さらに内容を充実させた研修会としていく。

(8) 東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「人権教育推進委員会の開催」【再掲1 - (1)】
 - ・委員長等(小学校長1名、中学校副校長1名)、委員(人権教育担当教員各校1名)で構成された人権教育推進委員会を年間5回実施した。

- ・本市における地域や実態に応じた人権教育の課題を解明し、教育内容・方法の充実を図るために研究主題を設定し、先進的な実践について学ぶなど、授業研究を実施した。
- ・道徳授業改善委員会と連携を図り、東村山市にかかわる資料開発を行い、その成果として「東村山市道徳教育資料集」にまとめ、市内各小・中学校に配布し、道徳の時間での活用を図ると共に、保護者・地域に対して実施している「道徳授業地区公開講座」等での活用を促した。
- ・東京都人権尊重教育推進校、東村山市人権尊重教育推進校である東村山第一中学校の研究発表を実施し、人権教育担当教員の資質の向上を図った。

今後の取組の方向性

1. 人権教育にかかわる授業研究をさらに充実させるとともに、人権教育を各学校で具体的・計画的に推進するための方法等の研究を進める。【再掲 1 - (1)】

(9) 日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。

担当課：社会教育課・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 伝統文化子ども教室事業
文化庁の委嘱事業として、小・中学生を対象にわが国の伝統的な文化を体験・習得する為に各団体が事業を計画し貴重な機会を提供する。市内各関係団体に対し、情報提供し参加団体を募った。五つ（お茶 2 ・民謡 1 ・華道 2 ）の団体が採択を受け実施した。
2. キッズ伝統芸能体験「はじめての和のお稽古」
東京都との共催事業で日本舞踊の稽古を中央公民館で実施し、発表会を国立劇場小劇場で開催（参加者延べ 464 人）
3. 年間を通して、年中行事（しめ縄・正月・まゆだまかざり・節分・ひなまつり・端午の節供・七夕・お盆・十五夜・十三夜・秋から冬の行事）の展示を行い、現在では行われていない年中行事をこどもたちに紹介した。
4. 市内小学校に出前授業を行い、しめ縄づくりや縄文土器づくりを実施した。その補助講師として「しめ縄マスター」・「下宅部遺跡はっけんのもりを育てる会」

のボランティアの参加もあった。

5. こどもを中心とした「まゆだまづくり」を実施し、こどもの手でまゆだまかざりを作成し、ロビーに展示した。
6. 1月から3月にかけて市内の小学生向けの展示「なつかしい暮らしと道具たち」を開催し、小学校見学時には、職員による解説や石臼回しの体験を行った。

今後の取組の方向性

1. 今後も、文化庁の事業継続がある限り、関係団体に呼びかけ事業実施を応援し子どもたちに対して体験等の機会を提供できるよう各団体を支援して行く。
2. 子ども向け事業としてこれからも東京都などと共催事業として取り組みを行う。
3. 引き続き、歴史館・たいけんの里での年中行事（しめ縄・正月・まゆだまかざり・節分・ひなまつり・端午の節供・七夕・お盆・十五夜・十三夜・秋から冬の行事）等の展示・事業を行い、地域に伝承されている伝統的な文化に触れる機会を図る。
4. 引き続き、市民参加のボランティアの協力を得て、歴史や伝統文化を出前授業や歴史館・たいけんの里の見学等を通じて学ぶ機会を増やす。
5. 引き続き、伝統的な暮らしの中にあつた年中行事や民俗行事の事業を実施し、自らの体験を通じて、日本人としてのアイデンティティを育てる。
6. 引き続き、1月から3月にかけて市内の小学生向けの展示「なつかしい暮らしと道具たち」を開催し伝統的な暮らしを学ぶ授業の支援を行う。また、遠距離の学校からの見学をよりよい状況にするためにバスの利用を行う。

【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】

少子高齢社会の中で「明日を拓く、豊かな心と創造力を育てるまち」を目指す東村山市にあっては、活力ある社会を築いていくよう、個人の生活を充実するとともに、一人一人が社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(1)少子高齢社会における生涯学習を推進するため、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みなどの整備を進め、生涯学習関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援する。

担当課：社会教育課・市民スポーツ課
・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 東村山市生涯学習人材バンク事業

市民の生涯学習活動を支援する為に人材バンクを作り各種指導者を登録し市民に紹介している（社会教育施設・情報コーナーに名簿の設置、市ホームページに掲載）また、社会教育課のカウンター付近に、生涯学習に関する情報コーナーを設置し、市民に情報を公開している。

2. ふれあい運動会の実施（高齢者を対象に、室内で開催する運動会）

・高齢の方たちが無理をせず参加できる競技を選び、1日を楽しく有意義に過ごし、体を動かすことの楽しさを実感してもらった。60歳以上の71名の市民が参加した。

3. 「市民の課題解決に向けた支援」重点事業：資料提供の充実

- ・生活情報を含む市民の関心や時機を捉えた図書情報展示やコーナーの設置をした。
- ・録音図書等の収集・提供及びデジタル化に向けた課題整理をした。
- ・ハンセン資料館・商工会・公民館・歴史館講座関係資料の収集・提供・展示をした。
- ・行政施策に関する情報の収集・保存・提供をした。
- ・外国語資料（英語・ハングル・中国語等）の収集をした。
- ・相談窓口の充実をした。

- ・共同書庫の公開をした。
- ・各種リスト類の発行をした。
- ・図書館活用啓発に基づく読書活動関連団体への資料・会場の提供をした。
- ・読書環境支援（検診時における読み聞かせ、読み聞かせボランティアの育成・子育て広場・おひさま広場での絵本パックの設置や読み聞かせボランティアによる支援、赤ちゃん絵本ひろば等への開設支援ほか）をした。

4. 市民講座

- ・市民から講座テーマを募集し、市民講座ボランティアと協働して講座を企画運営した。
- ・社会問題や教育問題など身近なテーマを取上げ企画した。
- ・単発講座として職員が中心となり文学、児童向け講座を実施した。
（参加者 21 講座、延べ 1,531 人）
- ・知的障害者青年学級として障害者に向けて生活習慣の習得と生活圏の拡大を目指した講座を年間を通して実施した。（参加者年 15 回延べ 350 人）
- ・シニア学級として 60 歳以上の市民を対象に実施した。
（参加者 2 講座延べ 256 人）
- ・自主講座として生涯学習を見据えた音楽講座を実施した。
- ・成果として「自主講座」から音楽サークルが誕生し、公民館で活動を開始した。（参加者 2 講座延べ 432 人）

5. 歴史館での展示、講座、講演会、体験学習等を通じて、郷土に関わるさまざまな生涯学習の機会を創出した。

| |
|-----------|
| 今後の取組の方向性 |
|-----------|

1. 多様な市民ニーズに対応する為に、生涯学習人材バンクと生涯学習に関する情報提供の充実を図る。
2. より多くの高齢者の方に参加いただけるよう、開催時期を暖かい時期に変更、東村山市老人クラブ連合会の協力を依頼、広報の方法を検討する。
3. 課題解決に役立つ安心・安全情報の収集・提供・保管を推進する。
4. 今後、社会情勢の変化に対応した講座の企画運営を心がけ市民に提供する。
5. 市民ニーズを取り込み、さまざまなバリエーションの学習機会を創出していく。

(2) 公民館・図書館・ふるさと歴史館などの機能を十分に発揮して、社会教育活動

の充実を図るとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

担当課：社会教育課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 文化協会主催の「文化のつどい」や市民文化祭実行委員会主催の「市民文化祭」を、中央公民館を中心に開催し、社会教育活動の充実を図ったことで、人材育成や教育力の向上の場を提供した。
2. 健全育成大会・市民の集い・多摩六都ヤングライブフェスティバル等を公民館で開催し、人材の育成と教育力の向上を図った
3. 市民の自立とその役割を育む活動への支援 重点事業：資料提供の充実
 - ・製本研究会のスキルアップ支援及び共催による講座開催をした。
 - ・デジタイ化に伴う朗読研究会会員へのスキルアップ支援及び協働による障害者サービスの推進をした。
 - ・文庫サークル連絡会等への図書資料情報の提供及びスタッフの育成支援をした。
 - ・学校図書館ボランティアへの図書資料情報の提供及びボランティア育成支援をした。
 - ・乳幼児ボランティアの各種施設や事業への派遣促進をした。
 - ・親子での関わる図書館事業（読み聞かせ体験・製本講座・図書館体験）の推進をした。
4. 音声 PC サポートセンター
 - ・東村山音声 PC サークルと協働し、視覚障害者に音声 PC の基本操作などサポートした。
 - ・公民館が会場・設備の準備と運営の相談を受け、指導を東村山音声 PC サークルで受持ち月 4 回、年間実施を行った。（参加者年 46 回 312 人）
5. たいけんの里開園に伴うボランティアの活用のためのワークショップを実施した。
6. 講座「東村山学」をはじめとする講演会・講座を実施し、生涯学習の機会を多く創出した。
7. 学校における出前授業等にもボランティアを活用し、歴史館の活動を通じて得た学習を地域に還元した。

今後の取組の方向性

1. 施設を活用し、より一層の事業充実を図る。
2. より一層の事業の充実を図る。
3. 多様な視点を持つ市民や図書館関連ボランティアとの協働による図書館からのまちづくり事業の更なる推進をする。
4. 東村山音声 PC サークルの指導力も向上していることから若干の受け入れ数を増す。
5. ボランティア養成を行い、事業実施時期のスタッフとしての生涯学習の活用のステージを創出する。
6. 講座「東村山学」をはじめとする講演会・講座を実施し、生涯学習の機会を多く創出する。また、そのような講座を充実させるための資料の収集活動や資料の整理・保存や調査研究に努める。
7. 学校における出前授業等にもボランティアを活用し、歴史館の博物館・文化財保護等の活動を通じて得た学習を地域に還元する機会を創出する。

(3) 市民のだれもが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実を図る。

担当課：社会教育課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 市民文化祭の開催

5月には文化協会主催の「文化のつどい」（48団体参加）、秋には市民（実行委員会）が中心に作り上げる「市民文化祭」があり、社会教育・生涯学習団体（個人）116団体が参加し活動の成果発表と交流を深めた。また、来館者には気軽に文化に触れられる機会を提供した。

2. 読書に出会える場の充実 重点事業：読書環境の整備

- ・いのちとこころの教育週間観覧事業の推進（リストの作成、展示）をした。
- ・テーマを設定した展示コーナーの開設をした。
- ・武満徹、草野晋平、各コーナーの充実をした。
- ・情報コーディネーターとしての司書力の研修をした。

3. 新春市民寄席

伝統芸能である「落語」を通して市民交流の場を提供した。（参加者 441人）

4. 年間を通して、年中行事（しめ縄・正月・まゆだまかざり・節分・ひなまつり・端午の節供・七夕・お盆・十五夜・十三夜・秋から冬の行事）の展示を行った。
5. しめ縄づくりを市民参加で実施した。また、その補助講師としての養成講座「しめ縄マスター」を実施した。
6. 市民参加（こども中心）でまゆだまづくりを実施し、市民の手でまゆだまかざりを作成し、ロビーに展示した。
7. 祭囃子や雅楽・浦安の舞などの公開情報を随時提供し、市民に参加する機会を多くつくるようにした。
8. 東京都無形文化財三代目若松若太夫の説経節を年2回実施した。

今後の取組の方向性

1. 継続して実施する。
2. 快適な読書情報を含む情報環境の整備を行う。
3. 市民ニーズが多く今後も落語開催に努める。
4. 引き続き、年間を通して、年中行事（しめ縄・正月・まゆだまかざり・節分・ひなまつり・端午の節供・七夕・お盆・十五夜・十三夜・秋から冬の行事）の展示を行う。
5. たいけんの里をはじめとして、市民がボランティアスタッフとして、さまざまな伝統文化や歴史を知る機会の創出をする。
6. こどもを中心とした市民参加の事業（れきしかん夏まつりやまゆだまづくり等の参加体験型の事業）の実施を行い、伝統文化等に親しむ機会を創出する。
7. 祭囃子や雅楽・浦安の舞などの公開情報を随時提供し、市民に参加する機会を創出する。また、事業を通じて文化財保護の啓蒙に努める。
8. 引き続き、東京都無形文化財三代目若松若太夫の説経節を年2回実施する。また機会を得て、公民館と協力し、公民館ホール等での公演も実施する。

（４）東村山市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、国宝の正福寺や下宅部遺跡はっけんのもり公園等、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を進める。

担当課：ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 東京都文化財ウィークで文化財公開（正福寺地蔵堂・下宅部遺跡・徳蔵寺板碑保

存館・梅岩寺のケヤキ等)を実施した。

2. 5月17日に下宅部遺跡はっけんのもり4歳お誕生日会イベントを実施し、下宅部遺跡を多くの人々に紹介した。
3. 指定文化財交付金交付や無形文化財保護団体への補助金等の支援を行ない、文化財保護事業の推進を行った。
4. 正福寺地蔵堂建立600年を記念し、正福寺や地蔵堂を紹介して、国の宝でもある貴重な地蔵堂をはじめとする文化財を紹介した。

今後の取組の方向性

1. 引き続き、東京都文化財ウィークで文化財公開(正福寺地蔵堂・下宅部遺跡・徳蔵寺板碑保存館・梅岩寺のケヤキ等)を実施する。
2. 引き続き、下宅部遺跡はっけんのもりやたいけんの里にある資料を広く市民に紹介すべく、事業や見学を実施する。
3. 引き続き、指定文化財交付金交付や無形文化財保護団体への補助金等の支援を行ない、文化財保護事業の推進を行う。
4. 市における貴重な文化財等を紹介する展示を企画する。

(5) スポーツ都市宣言を行っている東村山市として、平成25年の東京国体(多摩国体)正式種目の開催に取り組むとともに、社団法人東村山市体育協会のすすめる選手育成・強化を支援する。社団法人東村山市体育協会・体力づくり推進委員会等の公民が一体となって、スポーツ振興と体力づくりを推進し、スポーツを生涯の友とする「生涯スポーツ社会」の実現を図る。

担当課：市民スポーツ課

施策の取組状況

1. 国民体育大会正式種目の誘致
 - ・バスケットボール競技少年女子大会を誘致し、予選大会より決勝大会まで開催予定とした。
2. スポーツ振興と体力づくりの推進
 - ・公民一体となったスポーツ振興、体力づくり事業の推進を(社)東村山市体育協会、体力づくり推進委員会、体育指導委員会およびスポーツ科学委員会などと連携のもとで、市民体育大会、市民大運動会、各種スポーツ教室を開催し、スポーツの振興と市民の健康・体力の維持・増進を図った。

- ・市民体育大会（34競技）を行った。
- ・市民大運動会（参加者5,096人）を行った。
- ・定年を迎えた方のスポーツ教室（参加者延べ201人）を行った。
- ・60歳以上の方の体力測定（参加者延べ42人）を行った。
- ・親子スリムアップ・フォロー教室（参加者延べ50人）を行った。
- ・元気アップ教室（参加者延べ611人）を行った。
- ・その他、体協への委託によるスポーツ教室（前期・中期・後期）（参加者延べ9,280人）を行った。

今後の取組の方向性

1. 国体の開催に向け、関係機関を含め市全体で取り組む体制づくりと会場等施設の充実と整備を進めるとともに（社）東村山市体育協会が進める競技力の向上を支援する。
2. 市民の健康・体力づくり推進のために体力づくり推進委員会と連携を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指す。

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

21世紀の教育改革を推進するためには、
家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。
そのために、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営の支援を目指す。

(1) 二学期制の充実に伴い、学校経営の更なる改革を推進し、継続的かつ計画的に教育活動の質的な向上を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「教育課程の管理」

- ・各校の教育課程編成において、事前相談や助言を行い、二学期制の利点を活かした取組の推進を促した。
- ・長期休業期間等の活用について教育活動の充実が見られた。（「面談の設定」「補習授業の開催」等）

今後の取組の方向性

1. 二学期制の利点を活かした取組を支援し、学校経営の更なる改革を推進する。

(2) 学校評議員制度の積極的な活用を図り、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、その評価を学校経営に反映させ、開かれた学校づくりを一層推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「学校評議員制度の充実」

- ・東村山市立小・中学校が、保護者や地域の信頼に応えながら、より開かれた特色ある学校づくりを推進するため、学校運営を行う校長を支援することを目的として、各学校に学校評議員をおいた。
- ・各校では年間3回程度評議員会を実施し、学校運営の他、児童・生徒の様子等について意見聴取し、学校の教育活動への評価や今後の方針について助言を得た。

- ・ 5月30日に学校評議員全体会を実施し、本市学校評議員全体の情報の共有を図った。

2. 「新たな学校評価の導入」

- ・ 新たな学校評価の導入を図り、全校で学校評価の見直しを図った。
- ・ 学校関係者評価等、外部からの評価の実践を進めた。
- ・ 学校評価結果について、各校のホームページへの掲載を進めた。

今後の取組の方向性

1. 学校評議員制度を新しい学校評価とも連動させ、学校経営により反映させることができるように積極的な活用を図る。学校を評価する具体的な視点等を示した資料を作成し、学校評議員に配布し、理解を深める。
2. 新たな学校評価システムの定着を図る。

(3) 地域との連携を図るための教育ネットワークづくりを推進するとともに、地域における「土曜講座」などの多様な体験活動の充実を図り、地域に根ざした教育を一層推進する。

担当課：社会教育課

施策の取組状況

1. 土曜開放推進事業の実施

- ・ 市立小・中学校において、土曜開放推進団体による児童・生徒向け事業を実施した。
- ・ 特色ある講座の実施や取組を行った。
- ・ 地域を巻き込んだイベント等も開催され地域・家庭・学校が連携して行った。

今後の取組の方向性

1. 学校・家庭・地域の連携を強化し、事業を継続・支援して行く。

(4) 学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、主幹の配置と活用により学校の組織的な課題対応力の向上を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「校長会・副校長会の実施」

- ・各月（8月を除く）実施し、市教委の方針や連絡事項を伝達した。
- ・校長会においては、実施前に校長役員会を実施し、連絡事項の整理等を行い、校長会が円滑に進行するようにした。

2. 「管理職研修の実施」

- ・本市における教育課題についての理解を深めるとともに、学校管理運営に関する実務能力等の向上を図った。
- ・校長研修会（年間1回）「新しい学習指導要領と『今、学校のすべきこと』」
- ・副校長研修会（年間3回）「学習指導要領の改訂と副校長の役割」「学校評価とその活用」「学校経営と危機管理」

今後の取組の方向性

1. 今後も校長のリーダーシップの確立を支え、学校の組織的な課題対応に資するよう、伝達内容を精選する。
2. 管理職のニーズ把握に努めるとともに、新教育課程への対応等喫緊の課題も取り入れながら、内容の充実を図る。

（5）教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、新たな研修体系に基づいた研修の質的充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「研修事業の実施」

- ・「初任者研修」、「2・3年次研修」、「4年次研修」、「10年経験者研修」において、授業研究を含め指導方法の工夫・改善に資する研修を行った。
- ・採用5～10年で学校長から推薦された教員に対して「ミドルリーダー養成研修」を実施した。校内で次代のリーダーとしてリーダーシップを発揮するために必要な資質の向上を図った。

今後の取組の方向性

1. さらに研修内容の充実を図る。

（6）保護者、地域住民等の学校外の人材を活用するなどして、学校経営のより一層

の充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「学校評議員制度の充実」【再掲4 - (2)】

- ・東村山市立小・中学校が、保護者や地域の信頼に応えながら、より開かれた特色ある学校づくりを推進するため、学校運営を行う校長を支援することを目的として、各学校に学校評議員をおいた。
- ・各校では年間3回程度評議員会を実施し、学校運営の他、児童・生徒の様子等について意見聴取し、学校の教育活動への評価や今後の方針について助言を得た。
- ・5月30日に学校評議員全体会を実施し、本市学校評議員全体の情報の共有化を図った。

2. 「教員サポーター派遣事業」【2 - (5)】

- ・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する通常の学級に人材を派遣し、個々の教育ニーズに応じた指導方法等の充実を図った。
- ・教員サポーターには作文及び面接によって選考された教員免許取得者を充て、学校の要請を個々に審査した上で、平成20年度は7名を14校(小学校11校、中学校3校)に配置した。

今後の取組の方向性

1. 学校評議員制度を新しい学校評価とも連動させ、学校経営により反映させることができるように積極的な活用を図る。【再掲4 - (2)】
2. 教員サポーターを確実に配置できるよう人材の確保に努めるとともに、配置を拡大し、学校での活用のますますの充実を図る。【再掲2 - (5)】

(7) 学校内外における児童・生徒の安全を確保するため、セーフティ教室の実施や学校での地域安全マップの作成等安全教育の充実を図るとともに、防犯体制の整備やスクールガードリーダーを活用したボランティアへの巡回の働きかけ等、警察、学校、保護者、地域が一体となった取組を推進する。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. 交通防犯指導員の配置(小学校15校に15名配置)【再掲1 - (4)】

- ・交通車両や防犯上の安全確保の観点から、児童の登下校の際に学校から要望のあった箇所に配置。（社）シルバー人材センターに業務委託
2. 「セーフティ教室の実施」【再掲1 - (4)】
- ・児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進した。
 - ・各学校において、年間行事予定に位置付け、児童・生徒を対象とする「学習活動」と保護者、地域住民、関係機関担当者等による「意見交換会等」の2部構成で実施した。
3. 「地域安全マップの作成」
- ・小学校全校で実施した。
 - ・作成指導員を活用し、内容を充実させた。
 - ・教育課程届の補助資料として位置づけ市立小学校での取組を促した。
4. 「スクールガード養成講習会の開催」【再掲1 - (4)】
- 地域社会全体で体制を整備し、安全で安心できる学校を確立していくための取組のひとつとして実施した。

| |
|-----------|
| 今後の取組の方向性 |
|-----------|

1. 【再掲1 - (4)】
- ・学校のなかでは、現状以外にも児童の登下校において危険箇所があり、交通防犯員の要望もあるが、その点では対応しきれていない部分もあり、今後の課題である。
 - ・指導室から提供された不審者情報にかかわる情報を、交通防犯指導員へリアルタイムで連絡のとれる方法を検討する。
2. 保護者、地域住民、関係諸機関関係者等と連携し、児童・生徒を地域ぐるみで見守る意識の向上へ発展させる。【再掲1 - (4)】
3. 毎年、地域の状況の変化に合わせ、内容を更新し、継続的な取組として内容の充実を図る。
4. 関係諸機関との事前打ち合わせを含め、内容について十分共通理解を図った上で実施し、各地区で子供の安全を守る体制づくりを一層推進する。【再掲1 - (4)】

(8) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

担当課：庶務課・社会教育課・市民スポーツ課
・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 各学校の施設（体育館・校庭・教室）を貸出した。
総貸出件数 61 件、内使用料の免除 46 件、有料貸出 15 件であった。
2. 学校施設コミュニティ開放事業の実施
市民の多様なニーズに対応し、学校施設を学校教育以外にも活用するため、施設の開放を積極的に行い、地域のコミュニティセンターとして、また、生涯学習の場として活用されている。
各学校単位で、学校施設コミュニティ開放推進委員会が組織され、地域住民の自主的な関わりの中で積極的に運営されている。
3. 学校施設（校庭・テニスコート・体育館）のスポーツ開放を行った。
4. 図書館システムの変更によりインターネット活用と運用規則の見直しによる利用の拡大と除籍資料の市民への無料配布と除籍児童書の各種施設での再活用を図った。
5. 市民パソコン講座の開設
 - ・夏休み中の学校施設開放を受け市民パソコン講座を市内 3 校で実施した。
 - ・ワードを使いポスター作成の基本操作を学び、ミニコミ誌等の作成のヒントなど充実した講座を行った。（参加者 3 講座延べ 136 人）
6. 歴史館の施設を利用しない日・時間には、市民に貸し出した。
7. 公文書保存を推進し、広く市民に活用できる環境整備を行った。

今後の取組の方向性

1. 他事業の合間を縫っての貸出のため、大々的な貸出ができないが効率的な貸出の運営に努める。
2. 学校教育に支障がない範囲での施設開放であるため、使用に制限はあるが地域と学校が連携し効率的な運営を継続していくための支援をしたい。
3. 学校施設を地域のスポーツ、体力づくり推進事業の基幹施設として、効果的、効率的、適正な利用促進に努める。
4. 図書館の保存機能を踏まえながら施設の老朽化、狭隘化にも対応していく効果

的・効率的な施設運営に努める。

5. PC 機器が充実していること、市民ニーズも大きく、大人数が受講できる環境にあることから継続して実施する。
6. 引き続き、歴史館の施設を利用しない日・時間には、市民に貸し出す。
7. 引き続き、公文書保存を推進し、広く市民に活用できる環境整備を行う。

(9) 学校における個人情報の管理を徹底し、外部への流失等を防止する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 「サービス事故防止についての指導の徹底」
 - ・ 定例訪問時に指導室長から USB メモリの紛失による個人情報の流失についての講話を行った。
 - ・ 情報管理用セキュリティ機能付き USB メモリを各校3本ずつ配布し、その活用とともに個人情報の流失の防止を図った。

今後の取組の方向性

1. 各校での研修等をとおして、教員個々の意識の向上を図る。

平成20年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの助言

高山博之

(京都教育大学名誉教授)

教育の成果は、そのプロセスを長期的に捉えなければ是非の判断は難しい。しかし、目標設定や施策を年度毎に評価し、課題解決を繰り返すことも大切であり、今回の点検及び評価はその点で意義があると思う。

東村山市の教育目標、基本方針、主要施策は、全体的に見て世の関心を集めるような際立ったスローガンなどは見当たらないが、地味ながら堅実に実績を積み上げている印象がある。ただし、「いのちとこころの教育」というテーマは、中身の不明確さが多少あるもののインパクトがあり惹き付けられる。教育活動の全体像を吟味、評価することは短時日には難しいので、ここでは基本方針から見た東村山市の教育課題について、いくつか視点を定め私見を述べてみたい。

〔視点1〕 広がりを見せる特色ある教育活動

基本方針1の人権教育は、その内容、施策とも高く評価できる。特に全校の道徳公開授業は注目されるが、他教科との関連やカリキュラムの中身についても知りたいところである。2月の教育週間、子どもフォーラムは、児童・生徒の社会参加、体験・交流活動として意義がある。創造性の発揚、良き大人との出会い、郷土愛の涵養などの点でも大きな意味を持っていると思う。この「いのちとこころの教育」は、その思想や概念、目指す方向性、具体化の方策などについて、広く理解を求め実践を促すことが大切であろう。

学力や体力の向上という面から見ると、基本方針2に見られる各校種間の連携、習熟度別授業、読書活動、食の指導、キャリア教育、特別支援教育、市教委の学校訪問など多様に取り組んでいる様子が分かり充実ぶりが窺える。二学期制はかなり普及しているが、その妥当性について評価、公表することが望まれる。学力、体力の向上は、基本は日常の授業である。教員の授業力の向上こそが必要であるから、教員の質を高めるためにどんな施策を講じているのか、具体的に提示する必要がある。その点から言えば、基本方針4にある校長のリーダーシップや開発型その他の新たな研修体制、研究指定校の拡大などは期待してよい施策である。

〔視点2〕 学校・地域の連携、協働と地域にねざした教育

全体的に一般市民の教育活動への参画が増大しているという感想を持つ。よい傾向であるが、参加の仕方の質を問う必要がある。安全・安心のための地域住民の参加、学校外の人材活用などは今後も広げていきたい。

基本方針3にある生涯学習の様々な取り組みも注目される。スポーツ宣言都市としての多様な活動やイベント、市民文化祭、公民館・図書館・ふるさと歴史館などの活動が盛んなことは大変良いことで、これらに児童・生徒も主体的に参加できる道が開けることを期待したい。いろいろな体験活動の場を提供する工夫も地域に求めたいと思う。教育ネットワークや学校開放の拡大なども期待されるが、学校を核とした地域コミュニティの構想を進めることも一つの方向であろう。

子供の人格形成、モラル形成、社会性の育成の過程において、基盤をなす重要な内容に家族愛、近隣愛、郷土愛の涵養がある。自分が生まれ育った家庭や学校、郷土に愛着や誇りを持つことが、祖国愛や国際社会に生きる日本人としてのアイデンティティに繋がる。その意味で、「ふるさと東村山」という意識を育てる意図的な施策が望まれる。施策全体を通して、子供の体験活動や社会参加を重視している点は大変優れており、このことは地域の諸組織と連携して大いに発展させるべきだと思う。

2月の教育週間における児童・生徒の主体的な参加や社会教育の「東村山っ子育成塾」、文化・体育の行事への参加なども、更に広げたいものである。基本方針2の(9)にある伝統・文化その他の施策も注目されるが、これらの内容は学校の教育課程に積極的に組み込んでいくことが求められる。

〔視点3〕 教育目標・基本方針・主要施策の整合性と評価

教育目標は、教育基本法、学校教育法などを踏まえて総合的に大枠を示すのが一般的であるが、同時に、東村山という郷土が持つ地域性や特色、地域の願いが目標の柱になる。その教育目標を達成するために基本方針が立てられ、それを分析して具体的な施策が打ち出され実行される。大事なことは、教育目標、基本方針、施策三者の整合性であり、それ自体が評価の対象の一つになる。

また、教育活動の評価は施策の評価だけでなく、目標そのものの評価も必要である。この目標で良いのか、この基本方針と施策で目標は達成できるのかといった評価である。その点の検討を進めることで、東村山らしい教育目標が際

立ってくると考えられる。語句なども、例えば「社会の一員」という言い方だけでなく「日本国民として」とか「東村山市民として」などと言い換えることにより、自分の立ち位置を自覚させることができる。

評価の方法については、どういう過程を経て「達成できた」と評定したのか、その段取りや方法、評価基準を示すのがよいのではないか。

評価の結果は次の新しい施策の基になるのであるから、その方法については一層の吟味が必要である。以上、私見であり未知のそしりを免れないと危惧するが、東村山市民の一人として、本市の教育の発展を切に願う次第である。

勝 井 芳

(元東村山市立東萩山小学校長)

(元東村山市行財政改革審議会委員)

平成20年4月から行うこととなった教育委員会の事務管理及び執行状況の公表は、今回2年目となった。これまでも当然点検評価は行われていただろうし、いろいろな施策の改善向上はそれによって図られてきたと考える。今後は、東村山市の特色である「市役所と市民のパートナーシップ」が、より一層高まり固いものになることが期待される。

本市教育委員会では従前から、時代の進展を見据えた先進的な教育施策に取り組んでこられた。長寿社会に対応する全市民の体力づくり施策に始まるスポーツ宣言都市の構築、情報化社会を見通して全小中学校へのパソコン学習室の設置と指導、2学期制の早期移行、特別支援教育の拡充その他、一般行政のなかに教育行政の重点を組織的に導入して、学校教育や市民の生涯学習の充実を図ってきた実績がある。市民として誇りに思うところである。

平成20年度主要施策においては、学校建物の耐震補強工事、水飲栓の直結給水化工事、トイレの改修工事等いずれも児童生徒の安全確保の面と、市財産の保全の面からも喜ばしいことと思う。今後は全市立学校の完成まで鋭意努力されることを願っている。また、市民の公共施設としてスポーツセンター、公民館、図書館等いろいろあるが、利用者から見れば災害時における建物の安全確保が大事である。

市では、行財政改革に取り組み大変な努力を続けて今日に至っているが、教育委員会においても山積する教育課題に対して如何に取り組むか、この施策の取り組み状況からひしひしと伝わってくる。予算を必要とするもの、人を必要とするもの等さまざま見受けられる。各部課でそれぞれ推進されており、今年度の評価においてもおおむね達成されている。事務遂行上の縦割り意識は効率的且つ責任体制をはっきりさせる上で必要であるが、連携によって目標に一段と大きく迫っていけることもこの点検から読みとることができる。あらたに、学校における個人情報管理を徹底し、外部への流失防止をはかることを掲げたことは、今後一層重視徹底していく必要がある。

教育の主体は自他ではなかろうか。他は相手つまり「人々」である。そこには認め合う尊重し合う心がある。まさに基本方針1に掲げてあるとおりである。そこに市民も参画し心の通いあうよりよい教育が今後も力強く継続的に展開されていくよう、希望を持って進みたい。

以上

資 料 集

| | | |
|---|-------|----|
| 1 東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 | ----- | 56 |
| 2 東村山市教育委員会 | ----- | 58 |
| 3 東村山市の教育委員 | ----- | 58 |
| 4 東村山市教育委員会組織図 | ----- | 58 |
| 5 東村山市教育委員会教育部の各課・室・館 の業務内容 | ----- | 59 |

東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定め、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、毎年度策定する「東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針」に基づく主要施策に関する事務のうち、教育行政の推進上重要な課題に係るものその他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

2 委員会は、前項の規定による対象事務を選定するときは、あらかじめ、第4条第1項の規定により置く点検及び評価に関する有識者（同項を除き、以下「有識者」という。）の意見を聴くことができる。

(点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、前年度の「東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針」に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東村山市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(点検及び評価に関する有識者)

第4条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、委員会に点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施にあたり、施策・事業の進捗状況、課題及び今後の取組の方向性等について、意見を述べるものとする。

3 有識者は、3人以内とする。

4 有識者は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

5 有識者の委嘱期間は、2年とし、再任することができる。

6 有識者は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委嘱を解かれた後も、また、同様とする。

7 委員会が委嘱する有識者に対しては、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東村山市条例第12号）に準拠し、予算の定めるところにより報償費を支払うものとする。

（委 任）

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

東村山市教育委員会

教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し、執行する、5人の委員をもって組織される合議体の執行機関です。

教育委員会の会議は、毎月開催する定例会と、必要に応じて開催する臨時会があります。

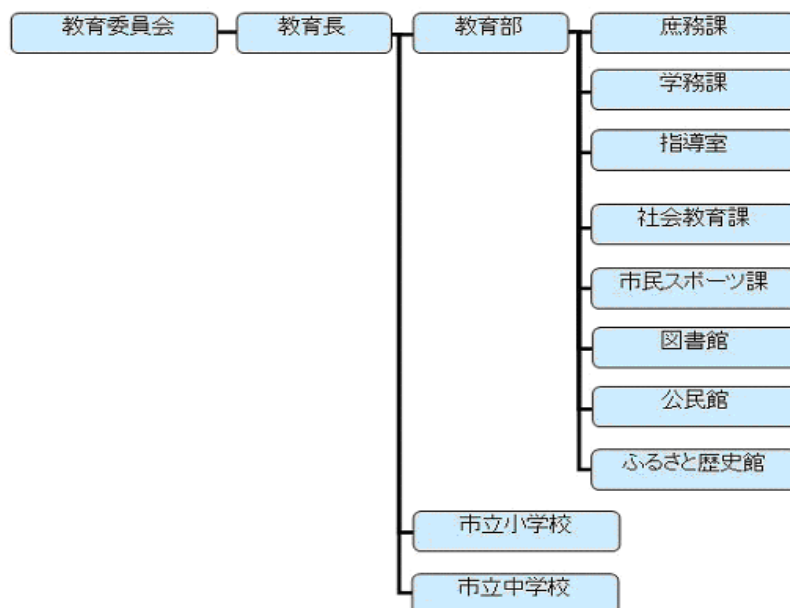
東村山市の教育委員

委員は、東村山市長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のなかから、市長が、東村山市議会の同意を得て、任命します。委員の任期は4年で、再任することができます。

委員長は、委員のなかから選挙によって選ばれ、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。委員長の任期は1年で、再任することができます。

教育長は、委員のなかから、教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。また、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督します。

教育委員会組織図



東村山市教育委員会教育部の各課・室・館の業務内容

庶務課

庶務係

1. 教育行政一般に関すること。
2. 教育委員会の会議に関すること。
3. 教育委員会提出議案のとりまとめに関すること。
4. 事務局職員の人事に係る連絡調整に関すること。
5. 学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
6. 奨学資金に関すること。
7. 教育委員会の所掌に係る予算及び決算の総合調整に関すること。
8. 公印の管守に関すること。
9. 教育委員会の文書の收受、配布及び発送に関すること。
10. 教育委員会の公告式に関すること。
11. 教育委員会の所掌に係る教育行政に関する相談に関すること。
12. 教育委員会連合会及び教育長会に関すること。
13. 教育委員会の庶務に関すること。

施設係

1. 学校施設の改修等の計画に関すること。
2. 学校施設の補助金に関すること。
3. 学校施設台帳の整備に関すること。
4. 学校財産(土地及び建物)の管理に関すること。
5. 学校施設に係る調査及び総合調整に関すること。
6. 教育財産の取得及び処分についての連絡調整に関すること。
7. 学校施設の維持、修繕及び管理に関すること。

環境整備係

1. 学校施設の維持及び修繕に関すること。
2. 学校の環境整備に関すること。
3. その他学校用務に関すること。

学務課

学務係

1. 学区域及び通学路に関すること。
2. 児童又は生徒の就学及び転退学その他学籍に関すること。
3. 学級編制に関すること。
4. 就学援助に関すること。
5. 私立幼稚園及び各種学校に関すること。
6. 学事調査統計に関すること。
7. 教材備品の整備に関すること。
8. 学校備品の管理に関すること。
9. 予算、決算及び経理等に関すること。
10. 課の庶務に関すること。

保健給食係

1. 児童、生徒及び教職員の保健及び安全衛生に関すること
(指導室に属するものを除く。)
2. 学校給食の運営に関すること。
3. 調理業務の委託に関すること。
4. 学校給食直営モデル事業の推進に関すること。
5. 高齢者ふれあい給食に関すること。

就学相談担当

1. 特別支援学級に関すること。
2. 特別支援教育に関すること。
3. 学級編制に関すること。

指導室

指導係

1. 学校教育の指導に関すること。
2. 教育課程、教科書内容及び教材備品の活用等の研究及び

指導に関すること。

3. 教科用図書の採択その他図書に関すること。
4. 教職員の研修に関すること。
5. 教育研究及び相談に関すること。
6. 特別支援教育に関すること。
7. 予算、決算及び経理等に関すること。
8. 室の庶務に関すること。

教職員係

1. 教職員の人事に関すること。
2. 教職員の給与に関すること。
3. 教職員の賞罰に関すること。
4. 教職員の福利厚生に関すること。
5. 教職員の共済組合に関すること。
6. 教職員の出張その他サービスに関すること。
7. 教職員組合に関すること。
8. 教職員の免許及び検定に関すること。

教育相談係

1. 児童・生徒の教育に係る諸問題の相談に関すること。
2. 市立小・中学校の校内教育相談活動の推進に関すること。
3. 健全育成学習室(希望学級)に関すること。

学校情報係

1. 学校教育ネットワークの運用管理に関すること。
2. 学校教育ネットワークの推進・充実にに関すること。
3. 情報教育に関する研修に関すること。

社会教育課

社会教育係

1. 社会教育の総合調整に関すること。
2. 社会教育に関する教育機関との連絡調整に関すること。
3. 社会教育団体の指導育成に関すること(他の部署に属するものを除く。)。

4. 青少年教育及び青少年健全育成に関すること。
5. 青少年健全育成施設に関すること。
6. 成人の日のつどいに関すること。
7. 青少年問題協議会に関すること。
8. 青少年委員に関すること。
9. その他青少年に関すること。
10. 予算、決算及び経理に関すること。
11. 課の庶務に関すること。

生涯学習推進係

1. 生涯学習推進計画の調整に関すること。
2. 生涯学習の推進に関すること。
3. 生涯学習情報の収集、提供及び学習相談に関すること。
4. 学校開放(遊び場開放、コミュニティ開放、週 5 日制開放)に関すること。
5. 芸術文化に関すること。
6. 社会教育委員に関すること。

市民スポーツ課

振興係

1. スポーツ施設の維持管理に関すること。
2. スポーツ施設の施設計画に関すること。
3. スポーツ施設の利用に関すること。
4. スポーツ、レクリエーションの振興計画に関すること。
5. スポーツ指導者の育成に関すること。
6. スポーツ振興審議会に関すること。
7. 体育指導委員に関すること。
8. スポーツ科学委員会に関すること。
9. 民間等スポーツ施設の利用に関すること。
10. 学校施設のスポーツ開放に関すること。
11. 地域スポーツクラブ等団体の育成及び援助に関すること。

12. 社団法人東村山市体育協会の育成及び援助に関すること。
13. 体力づくり推進委員会に関すること。
14. 庶務に関すること。

中央図書館

運営係

1. 公印の管守に関すること
2. 図書館の運営計画及び実施計画に関すること。
3. 図書館施設の維持管理に関すること。
4. 図書館電子計算組織の管理に関すること。
5. 予算、決算及び経理に関すること。
6. 統計、調査及び広報に関すること。
7. 施設貸出に関すること。
8. 資料のリサイクルに関すること。
9. 地域児童図書館助成金交付に関すること。
10. 図書館協議会に関すること。
11. 他機関との連絡、調整及び協力に関すること。
12. 利用者に関すること。
13. 文書事務その他庶務に関すること。

奉仕係

1. 図書館の奉仕計画に関すること。
2. 蔵書構成の調整に関すること。
3. 資料の収集、整理、保存及び除籍に関すること。
4. 資料の貸出し、返却及び閲覧に関すること。
5. 講演会、展示その他行事の開催に関すること。
6. 他機関との資料相互貸借、連絡、及び協力に関すること。
7. 地域図書館活動への協力に関すること。
8. その他資料及び奉仕に関すること。

調査資料係

1. 読書案内及び調査研究への援助に関すること。

2. 参考資料に関する事。
3. 地域行政資料に関する事。
4. 市民資料に関する事。
5. 東村山市関連新聞記事に関する事。
6. その他調査資料に関する事。

地区館

1. 図書館の奉仕計画に関する事。
2. 図書館施設の維持管理に関する事。
3. 資料の収集、整理、保存及び除籍に関する事。
4. 資料の貸出し、返却及び閲覧に関する事。
5. 講演会、展示その他行事の開催に関する事。
6. 地域図書館活動への協力に関する事。
7. 他機関との連絡、及び協力に関する事。
8. その他資料及び利用者に関する事。
9. 文書事務その他庶務に関する事。

公民館

庶務係

1. 公印の管守に関する事。
2. 公民館の施設及び機材器具等の整備、維持管理、貸与に関する事。
3. 他機関との連絡、協力に関する事。
4. 公民館の予算、決算等経理に関する事。
5. 公民館運営審議会の庶務に関する事。
6. 公民館の資料、統計、調査、広報に関する事。
7. 文書事務その他公民館の庶務に関する事。
8. 他の係に属さないものに関する事。

事業係

1. 各種の学級、講座及び教室等の事業に関する事。
2. 講演会、講習会、討論会、展示会、映画等の開催に関する事。

3. 視聴覚教育に関する事。
4. 自主グループ等への援助に関する事。
5. その他、公民館の事業の実施に関する事。

地区館

1. 公民館の施設及び機材器具等の整理、維持管理、貸与に関する事。
2. 他機関との連携、協力に関する事。
3. 公民館の資料、統計、調査、広報に関する事。
4. 文書事務及び庶務に関する事。
5. 各種の学級、講座及び教室等の事業の開設に関する事。
6. 講演会、講習会、討論会、展示会、映画会等の開設に関する事。
7. 視聴覚教育に関する事。
8. 自主グループ等への援助に関する事。
9. その他、公民館の事業に関する事。

ふるさと歴史館

事業係

1. 公印の管守に関する事。
2. 東村山ふるさと歴史館協議会に関する事。
3. 歴史館の維持管理に関する事。
4. 他機関との連絡及び協力に関する事。
5. 歴史館の予算、決算及び経理等に関する事。
6. 歴史館の統計及び広報に関する事。
7. 資料(条例第5条に規定する資料をいう。以下同じ。)の収集、整理、展示及び保管に関する事。
8. 資料の目録及び報告書等の作成に関する事。
9. 資料の調査及び研究に関する事。
10. 資料の閲覧及び貸出し等に関する事。
11. 特別展示及び企画展示の開催に関する事。
12. 講演会及び研究会の開催に関する事。

13. 寄贈及び寄託資料の選定に関する事。
14. 東村山かやぶき民家園に関する事。
15. ふるさと歴史館友の会に関する事。
16. 文書事務その他歴史館庶務に関する事。

文化財係

1. 文化財の保護、保存及び調査に関する事。
2. 文化財保護審議会に関する事。
3. 文化財関係団体の指導育成に関する事。
4. 埋蔵文化財の保護及び調査に関する事。

歴史資料係

1. 歴史資料の調査、整理、保存及び活用に関する事。
2. 歴史的な資料として重要な公文書等の整理、保存及び活用に関する事。
3. その他歴史資料等に関する事。

編集・発行

東村山市教育委員会

教育部庶務課庶務係

〒189 8501 東村山市本町

1 - 2 - 3

電話 042 - 393 - 5111